報告６

さくら野東地域交流センター建設工事請負契約の変更に係る専決処分の報告について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告します。

令和８年３月６日

長与町長　吉　田　愼　一

専　決　処　分　書

令和７年９月１９日議会において議決されたさくら野東地域交流センター建設工事請負契約について、請負契約の変更を行うので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定に基づき、下記のとおり専決処分する。

記

１　契約の目的　　さくら野東地域交流センター建設工事

２　契約金額　　「７２，６００，０００円」を
「７２，８１５，６００円」に変更

３　契約の相手方　　長崎県長崎市西山２丁目８番１７号
山総建設　株式会社
代表取締役　山口　周二

４　変更の理由　　電気設備工事におけるアース工事を追加したことに伴う増額。

令和　８年　２月２６日

長与町長　　吉　田　慎　一